

EFRAG、EU域外企業グループ向け報告基準の公開草案を公表

Point 1**何が公表された？**

欧州の財務報告諮問グループであるEFRAGは、2026年7月23日、会計指令第40a条に従った特定のEU域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準の公開草案（以下、「本公開草案」という）を公表しました。欧州の開示制度においては、一定の要件を満たした場合、EU域外企業グループに関する報告が求められており、本公開草案は当該報告の作成において準拠すべき基準を提案するものです。本公開草案へのコメント提出期限は2026年10月31日です。

Point 2**本公開草案の適用対象は？**

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）により改正された会計指令第40a条に基づき、以下の両方の要件を満たしたEU域外企業グループ（日本企業も含む）は、2028年度からサステナビリティ情報に関する報告書の公表が求められます（これによると、報告書は2029年に公表されます）。

- ・ 直近2事業年度においてEU域内のグループレベルの売上が各4億5,000万ユーロ超
- ・ 直前事業年度の売上が個々で2億ユーロ超であるEU域内子会社またはEU域内支店が存在

**ここに注目！**

EFRAGは、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえ検討したのち、技術的助言を2027年1月に欧州委員会に提出する予定です。適用対象となる日本企業グループは、関連動向を踏まえたうえで、日本におけるサステナビリティ情報の制度開示との差異を理解し、2028年度から開始予定の会計指令第40a条に従ったサステナビリティ報告に備えていく必要があると考えられます。

Point 3**本公開草案はどのように作成された？**

本公開草案は、2026年7月3日に欧州委員会により採択された、EU域内企業がサステナビリティ報告を行う際の基準である、欧州サステナビリティ報告基準の改正版（改正ESRS）を基礎として作成されています。具体的には、改正ESRSの定めから、法令によりEU域外企業グループに開示が求められていない項目（リスク及び機会、レジリエンス、依存に関する項目）を削除したうえで、必要な項目を追加する形で作成されています。

Point 4**本公開草案と、改正ESRSの相違点は？**

本公開草案に関して、12個の基準で構成されている点、バリュー・チェーン情報が必要である点は改正ESRSと同様です。他方、改正ESRSはインパクト、リスク及び機会に関する情報の開示を要求するのに対し、本公開草案はインパクトに関する情報のみを求めていることや、開示される情報の範囲に一部制限を加えるアプローチが導入されている点で異なります。